



| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| ○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課) | 1 |
| ○保安林の解除予定の通知 (治山林道課) | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (") | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (10件) (") | 1 |
| ○定置漁業の免許 (漁業管理課) | 10 |
| ○共同漁業権の消滅の登録 (") | 10 |
| ○共同漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し (") | 10 |
| ○基本測量の終了の通知 (4件) (用地対策課) | 10 |
| ○道路の区域変更 (2件) (道 路 課) | 10 |
| ○道路の供用開始 (") | 11 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | 11 |
| ◎指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築指導課) | 11 |
| ◎告示 (指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部改正 (2件) (") | 11 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) | 11 |
| ○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課) | 12 |
| ○土地改良区の清算人の退職 (") | 12 |
| ○建築士の免許の取消し (建築指導課) | 12 |
| 高知県教育委員会訓令 | |
| ◎高知県立青少年センター処務規程を廃止する訓令 | 12 |
| 高知県教育委員会告示 | |
| ○県統計調査の実施 (教育委員会事務局総務福利課) | 12 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ○政治団体異動の届出 | 12 |
| ○政治団体解散の届出 | 13 |

入札公告
○一般競争入札 (深海潜水艇運航委託業務) の公告 (漁業振興課) 14
落札公告
○落札者等の公告 (危機管理・防災課) 15

告 示

高知県告示第177号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成24年3月23日

| 医療機関の名称 | 所在地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|------------------|-------------|----------|----------|
| 本山町立国民健康保険嶺北中央病院 | 長岡郡本山町本山620 | 平24・3・20 | 平27・3・19 |

高知県告示第178号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。
平成24年3月23日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐岩間字下甫喜山472の44 (国有林)、西土佐中半字貝谷601の6・604の5 (以上2筆国有林)
 - 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第179号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成24年3月23日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示 (重要流域 (平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。
平成10年5月農林水産省告示第741号

- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町村役場に備えて縦覧に供する。)
- 高知県告示第180号**
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成24年3月23日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年8月農林水産省告示第1197号

- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び仁淀川町役場に備えて縦覧に供する。)

高知県告示第181号
平成24年2月農林水産省告示第326号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成24年3月23日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
京都府長岡京市緑が丘20番13号
イ 氏名
和田 康雄
 - ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町626番地
イ 氏名
小野 喬秀
 - ア 登記簿記載の住所

| | | |
|---|---|--|
| <p>記載なし</p> <p>イ 氏名 大野 慶吉</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1842番地19</p> <p>イ 氏名 大野 勇</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市鷹匠町二丁目1番36号</p> <p>イ 氏名 中村 倫通</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市伊勢崎町15番26号</p> <p>イ 氏名 中村 哲博</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡田野町2268番地</p> <p>イ 氏名 小谷 馬太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成13年3月農林水産省告示第264号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第182号 平成24年2月農林水産省告示第326号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸269番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 友一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1583番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 徳太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所</p> | <p>吾川郡大崎村寺村1325番地</p> <p>イ 氏名 片岡 幾実</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1544番地</p> <p>イ 氏名 前岡 利太郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2836番地</p> <p>イ 氏名 木代 六郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 山本 熊次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岸野 弥平</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 公文 兵助</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 筒井 卯太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 牛窓 芳太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岸野 伊三平</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 松本 兼作</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 河田 平作</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> | <p>イ 氏名 松田 辰次郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岸野 重太郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岸野 丑之助</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岸野 鹿太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 公文 浅平</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 松田 為右エ門</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 公文 市松</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 松田 徳之丞</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 松田 三平</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 岸野 雄之寿</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 公文 鶴松</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名</p> |
|---|---|--|

| | | | | | |
|-------|----------------------------|-------|------------------|-------|------------------|
| (26)ア | 公文 伊勢寿 登記簿記載の住所 記載なし | (37)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | | 記載なし |
| イ | 氏名 岸野 仁之助 | イ | 氏名 岸野 佐太郎 | (49)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (27)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (38)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 張野 長蔵 |
| イ | 氏名 岸野 七之丞 | イ | 氏名 岸野 七太郎 | (50)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (28)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (39)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 豊永 保次 |
| イ | 氏名 松本 徳次郎 | イ | 氏名 公文 永太郎 | (51)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (29)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (40)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 牛窓 直太郎 |
| イ | 氏名 桑名 芳助 | イ | 氏名 牛窓 仁右エ門 | (52)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (30)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (41)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 山本 役太郎 |
| イ | 氏名 山本 徳太郎 | イ | 氏名 西山 喜久太郎 | (53)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (31)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (42)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 川田 勇次 |
| イ | 氏名 公文 馬治 | イ | 氏名 牛窓 十次郎 | (54)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (32)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (43)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 牛窓 伊太郎 |
| イ | 氏名 桑名 弥太郎 | イ | 氏名 牛窓 丑之助 | (55)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (33)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (44)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 川田 虎太郎 |
| イ | 氏名 筒井 友次郎 | イ | 氏名 牛窓 金太郎 | (56)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (34)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (45)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 山脇 源次 |
| イ | 氏名 岸野 米蔵 | イ | 氏名 公文 長太郎 | (57)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (35)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (46)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 鶴岡 亀太郎 |
| イ | 氏名 公文 政次 | イ | 氏名 松田 覚馬 | (58)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (36)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (47)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 鶴岡 長太郎 |
| イ | 氏名 岸野 銀次郎 | イ | 氏名 公文 伝次 | (59)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| | | (48)ア | 登記簿記載の住所 | | |

| | | |
|---|---|---|
| イ 氏名 鶴岡 芳蔵 (60)ア 登記簿記載の住所 記載なし | (71)ア 西山 駒太郎 登記簿記載の住所 記載なし | (82)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 鶴岡 六右エ門 (61)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 西山 勝三郎 (72)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 坂本 長七 (83)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 大西 浅右エ門 (62)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 西山 金太郎 (73)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 松本 岩次 (84)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 西山 竹八 (63)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 黒岩 為右エ門 (74)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 西尾 喜三平 (85)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 竹内 繁太郎 (64)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 黒岩 亀太郎 (75)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 西山 幾之助 (86)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 西山 為蔵 (65)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 黒岩 馬次郎 (76)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 木下 寿三郎 (87)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 西山 熊右エ門 (66)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 西山 亀次郎 (77)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 西山 実右エ門 (88)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 西尾 代蔵 (67)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 田村 松太郎 (78)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 広末 兼太郎 (89)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 西山 卯太郎 (68)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 高橋 升右エ門 (79)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 山脇 升蔵 (90)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 安岡 馬蔵 (69)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 田村 助七 (80)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 山脇 熊助 (91)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 西山 亀太郎 (70)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 松本 弥左エ門 (81)ア 登記簿記載の住所 記載なし | イ 氏名 松田 惣太郎 (92)ア 登記簿記載の住所 記載なし |
| イ 氏名 | イ 氏名 田中 竹蔵 | イ 氏名 松田 銀之丞 (93)ア 登記簿記載の住所 |

| | | | | | |
|--------|----------|--------|----------|--------|----------|
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 下司 利吉 |
| | イ 氏名 | | 亀井 伊右エ門 | (116)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 浜田 喜平次 | (105)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (94)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 山崎 房吉 |
| | イ 氏名 | | 小松 己生 | (117)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 小谷 喜三平 | (106)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (95)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 下司 夏 |
| | イ 氏名 | | 佐々木 音次 | (118)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 小谷 芳太郎 | (107)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (96)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 山田 広蔵 |
| | イ 氏名 | | 小松 寅蔵 | (119)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 山脇 幾次 | (108)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (97)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 下司 清太 |
| | イ 氏名 | | 山本 馬三郎 | (120)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 下司 弥太郎 | (109)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (98)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 佐々木 米蔵 |
| | イ 氏名 | | 松田 十太郎 | (121)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 小谷 新之丞 | (110)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (99)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 池田 甚蔵 |
| | イ 氏名 | | 川田 新蔵 | (122)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 小谷 喜久太 | (111)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (100)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 佐々木 代蔵 |
| | イ 氏名 | | 和食 寅之助 | (123)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 清岡 茂八 | (112)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (101)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 宮地 丑之助 |
| | イ 氏名 | | 手島 儀右エ門 | (124)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 山脇 与平 | (113)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (102)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 小藪 新左エ門 |
| | イ 氏名 | | 大庭 善助 | (125)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 岸野 熊太郎 | (114)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (103)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 弘松 壮衛 |
| | イ 氏名 | | 清岡 喜三衛 | (126)ア | 登記簿記載の住所 |
| | 岸野 兼次 | (115)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし |
| (104)ア | 登記簿記載の住所 | | 記載なし | | イ 氏名 |
| | 記載なし | | イ 氏名 | | 西岡 久太郎 |

| | | |
|---|--|---|
| (127)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 村田 一馬 | 記載なし イ 氏名 柴原 兼次郎 | イ 氏名 牛窓 鉄太郎 |
| (128)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 森田 金十郎 | (139)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 柴原 喜代次 | (150)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 川田 十次郎 |
| (129)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 藤田 辻松 | (140)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 松田 竹八 | (151)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 浜田 清次郎 |
| (130)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 福岡 与六 | (141)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 清岡 喜太郎 | (152)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 横田 亀吉 |
| (131)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 穂木 兼太郎 | (142)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 柴原 兼太郎 | (153)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 中野 仁平 |
| (132)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 岸野 卯太郎 | (143)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 岸野 松之助 | (154)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 山本 丑太郎 |
| (133)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 安岡 平吉 | (144)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 岩崎 徳右エ門 | (155)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 吉永 菊太郎 |
| (134)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 公文 広平 | (145)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 小谷 新吉 | (156)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 牛窓 寿太郎 |
| (135)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 清岡 与之助 | (146)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 山本 音松 | (157)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 牛窓 直助 |
| (136)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 松田 又市 | (147)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 吉村 兼太郎 | (158)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 渋谷 佐平 |
| (137)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 松田 馬太郎 | (148)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 岩崎 亀次郎 | (159)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 隅田 丑太郎 |
| (138)ア 登記簿記載の住所 | (149)ア 登記簿記載の住所 記載なし | (160)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 |

| | | | | | |
|--------|--------------------------|--------|------------------|--------|-----------------------------------|
| (161)ア | 森 仲次 登記簿記載の住所 記載なし | (172)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | | 記載なし |
| イ | 氏名 安岡 兼次郎 | イ | 氏名 坂本 熊次 | (184)ア | イ 氏名 松本 繁馬 登記簿記載の住所 記載なし |
| (162)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (173)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 柴原 兵太郎 |
| イ | 氏名 高村 菊太郎 | イ | 氏名 常石 藤右エ門 | (185)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (163)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (174)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 松田 平蔵 |
| イ | 氏名 高村 寿之助 | イ | 氏名 桑名 兼太郎 | (186)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (164)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (175)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 松本 寿之平 |
| イ | 氏名 安岡 徳太郎 | イ | 氏名 平岡 栄蔵 | (187)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (165)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (176)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 西岡 卯太郎 |
| イ | 氏名 坂本 寿之助 | イ | 氏名 岡山 礼平 | (188)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (166)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (177)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 渋谷 銀次郎 |
| イ | 氏名 坂本 兼次郎 | イ | 氏名 浜口 義立 | (189)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (167)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (178)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 安岡 庄太郎 |
| イ | 氏名 坂本 亀太郎 | イ | 氏名 野村 亀太郎 | (190)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (168)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (179)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 西山 駒太郎 |
| イ | 氏名 安岡 金太郎 | イ | 氏名 松田 幸作 | (191)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (169)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (180)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 福岡 銀平 |
| イ | 氏名 安岡 米蔵 | イ | 氏名 村木 繁枝 | (192)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (170)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (181)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 下司 弥左エ門 |
| イ | 氏名 岩崎 寅太郎 | イ | 氏名 牛窓 常太郎 | (193)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| (171)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | (182)ア | 登記簿記載の住所 記載なし | イ | 氏名 南 五郎右エ門 |
| イ | 氏名 坂本 寅太郎 | イ | 氏名 谷 銀丞 | (194)ア | 登記簿記載の住所 記載なし |
| | | (183)ア | 登記簿記載の住所 | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>イ 氏名 谷 銀太郎</p> <p>(195)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1481番地</p> <p>イ 氏名 前岡 定美</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成13年3月農林水産省告示第376号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第183号 平成24年2月農林水産省告示第329号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 藤石 正次</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉308番地</p> <p>イ 氏名 宮脇 宏</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉45番屋敷</p> <p>イ 氏名 森 福四郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 森 金次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙240番地</p> <p>イ 氏名 仙頭 実</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙786番地</p> | <p>イ 氏名 仙頭 進冉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年12月農林水産省告示第1488号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第184号 平成24年2月農林水産省告示第324号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸市港町一丁目6番34号</p> <p>イ 氏名 小松 恒久</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸市川北甲1562番地1</p> <p>イ 氏名 小松 繁弘</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸市下山2366番地</p> <p>イ 氏名 小松 喜五郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市山田町12番地6</p> <p>イ 氏名 萩野 直文</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 北海道千歳市寿二丁目15番1ー404号</p> <p>イ 氏名 竹内 義雅</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 安芸市下山2175番地3</p> <p>イ 氏名 内川 長義</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町曾我部川189番地</p> | <p>イ 氏名 小野寺 直喜</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡新改村曾我部川189番地</p> <p>イ 氏名 小野寺 勇太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年12月農林水産省告示第1486号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第185号 平成24年2月農林水産省告示第326号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所及び大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪府河内長野市西代町6番30号</p> <p>イ 氏名 岩崎 照徳</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村根須537番地2</p> <p>イ 氏名 西森 春</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成12年12月農林水産省告示第1487号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第186号 平成24年2月農林水産省告示第324号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> |
|---|---|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町1079番地 イ 氏名 比与森 敏雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町1079番地 イ 氏名 比與森 正昭</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町大平46の1・46の2 合番地 イ 氏名 尾崎 速子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 南国市岡豊町定林寺213番地 イ 氏名 中澤 英人</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 京都市山科区西野山中臣町72番地 イ 氏名 橋 篤夫</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村古城81番地3 イ 氏名 麻田 満良</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村半家24番屋敷 イ 氏名 橋 豊繁</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村半家25番屋敷 イ 氏名 橋 英雄</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 永山 与三郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 田中 順助</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林</p> | <p>として指定された目的 次に掲げる告示に定めるところによる。 平成13年3月農林水産省告示第265号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第187号 平成24年2月農林水産省告示第327号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を土佐市役所及び関係町役場に 掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市常盤町八丁目2番23号 イ 氏名 中内 繁子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通三丁目26番17号 イ 氏名 西平 初瀬</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 熊本市出町33番地2 イ 氏名 滝本 睦夫</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川丁1900番地 イ 氏名 長瀧 博俊</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的 次に掲げる告示に定めるところによる。 平成14年3月農林水産省告示第725号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第188号 平成24年2月農林水産省告示第330号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を土佐清水市役所及び仁淀川町 役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> | <p>平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻12番19号 イ 氏名 細川 福紀</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才75番地 イ 氏名 酒井 義清</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成13年3月農林水産省告示第360号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第189号 平成24年2月高知県告示第114号で告示した指定施業要件の変 更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施 業要件を変更する通知の内容を本山町役場に掲示するとともに、 次のとおりその要旨を告示する。 平成24年3月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜4696番地 イ 氏名 和田 幸彦</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町305番地 イ 氏名 細川 澄子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町150番地1 イ 氏名 池田 多万喜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市比島町三丁目12番5号 イ 氏名 大石 公平</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> |
|---|---|---|

(1)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 本山町（次の図に示す部分に限る。）
 イ 保安林として指定された目的
 干害の防備
 ウ 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

(2)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 本山町（次の図に示す部分に限る。）
 イ 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 ウ 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第190号
 平成24年2月農林水産省告示第325号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 広島市東区温品四丁目13番14-12号
 イ 氏名
 山中 清任
 (2)ア 登記簿記載の住所
 高知市神田23番地1 船岡団地R 2-4
 イ 氏名
 川村 敬紹

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成10年11月農林水産省告示第1714号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第191号
 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり定置漁業を平成24年3月23日に免許した。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権（1件）

| 漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号 | 漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） | 免許の内容 | 制限又は条件 | 存続期間 |
|----------------------|---------------------------------|-----------------------|---------------------|--------------------------|
| 定 第1,042号 | 幡多郡大月町一切110番地3 坂本 越郎 | 平成23年12月高知県告示第788号のとお | 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 | 平成24年3月23日から平成25年8月31日まで |

高知県告示第192号
 次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権

| 免許年月日 | 免許番号 | 漁業権者 | 漁業の種類 | 消滅の原因 | 消滅の登録を行った年月日 |
|-----------|----------|--|-------|-------|--------------|
| 平成15年9月1日 | 共第2,607号 | 宿毛市片島5番71号 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸 | 共同漁業 | 放棄 | 平成24年3月23日 |

高知県告示第193号
 次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区の定めを次のとおり取り消した。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権

| 告示年月日 | 告示番号 | 免許番号 | 漁業の種類 | 取消し理由 | 取消し年月日 |
|------------|------------|----------|-------|-------|------------|
| 平成15年5月30日 | 高知県告示第327号 | 共第2,607号 | 共同漁業 | 放棄 | 平成24年3月23日 |

高知県告示第194号
 国土交通省国土地理院長から平成23年7月高知県告示第444号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成24年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第195号
 国土交通省国土地理院長から平成23年7月高知県告示第445号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成24年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第196号
 国土交通省国土地理院長から平成23年9月高知県告示第606号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成24年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第197号
 国土交通省国土地理院長から平成23年9月高知県告示第607号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成24年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第198号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月23日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市手洗川字井ノ口2762番1から 四万十市手洗川字沖屋式2536番1まで | 前 | 7.1 } | 541 37.1 |
| | 後 | 7.1 } | 541 25.2 |

高知県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町与津地字茶屋ノ本1748番から 高岡郡四万十町与津地字小野1364番地先まで | 前 | 10.6 } | 34 20.0 |
| | 後 | 12.0 } | 34 21.0 |

高知県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成24年3月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登

3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|------------|
| 四万十市手洗川字井ノ口2762番1から 四万十市手洗川字沖屋式2536番1まで | 541 | 平成24年3月23日 |

高知県告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 須崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成19年3月高知県告示第244号須崎都市計画道路事業（3・5・10号青木の辻線）
- 3 事業施行期間 平成19年3月19日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

高知県告示第202号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 ビューローベリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区山下町1番地 シルクビル
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地 ビューローベリタスジャパン株式会社東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番 瀬川ビル7階
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成24年4月1日
- 4 指定年月日 平成24年3月23日

- 5 指定の有効期間 平成24年3月23日から5年間

高知県告示第203号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から名称及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称の変更について届出があったので、平成21年2月高知県告示第147号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1中「財団法人日本建築総合試験所」を「一般財団法人日本建築総合試験所」に改める。
- 2中「財団法人日本建築総合試験所構造判定センター」を「一般財団法人日本建築総合試験所構造判定センター」に改める。

高知県告示第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 2中 「(12) 株式会社建築構造センター愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング604号室」 を 「(12) 株式会社建築構造センター愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング604号室 (13) 株式会社建築構造センター佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 カーニープレイス佐賀704号室」 に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成24年3月13日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年3月13日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の あった 年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|--------------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|--|
| | 名称 | 代表者の 氏名 | 主たる 事務所の 所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成24 年3月 13日 | 特定非 営利活 動法人 び一す | 新改 敦 | 四万十 市西土 佐江川 崎2363 - 1 | この法人は、障害者とその家族や関係者に対して、作業活動支援、生活支援、就労支援、情報提供、交流活動等の事業を行うことにより、障害者等の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、本村中条土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|-----------|
| 監事 | 馬場 幹夫 | 土佐市本村 432 |
| 〃 | 馬場 岩夫 | 〃 宮ノ内166 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、本村中条土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏名 | 住 所 |
|-------|-------------|
| 馬場 定徳 | 土佐市本村 439-1 |
| 三宮 洋征 | 〃 宮ノ内106 |
| 藤岡 收 | 〃 本村 604 |
| 森 康雄 | 〃 東鴨地908 |
| 高橋 健良 | 〃 〃 835 |
| 横山 忠彦 | 〃 〃 722 |

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 取消し年月日
平成24年3月23日
- 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

川口 浩三
二級建築士
第3471号

- 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
青少年センター

高知県立青少年センター処務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月23日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立青少年センター処務規程を廃止する訓令

高知県立青少年センター処務規程（昭和52年4月高知県教育委員会訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第5号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成24年3月23日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 調査の名称
高等学校卒業者の進学状況調査
- 調査の目的
高等学校卒業者の進学状況を調査し、教育行政上の資料とするため。
- 調査対象の範囲

(1) 地域
高知県全域

(2) 属性
高等学校卒業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 平成24年3月の高等学校卒業者の進学状況に関する事項

(ア) 卒業者数

(イ) (ア)のうち大学又は短期大学への進学志願者数

(ウ) (イ)のうち進学者数

(エ) (ウ)のうち大学及び短期大学の学校別（複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあつては、学部又は本科別に区分するものとする。）並びに学部及び学科系統別の進学者数

イ 平成23年3月以前の高等学校卒業者であり、かつ、平成24年度に大学又は短期大学への進学を志望した者の進学状況に関する事項

(ア) 大学又は短期大学への進学志願者数

(イ) (ア)のうち進学者数

(ウ) (イ)のうち大学及び短期大学の学校別（複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあつては、学部又は本科別に区分するものとする。）並びに学部及び学科系統別の進学者数

ウ 四国内の国立大学並びに高知県内の公立大学及び短期大学に関する大学又は短期大学別の進学志願者数及び合格者数

(2) その基準となる期日

平成24年4月16日

5 報告を求める者

(1) 数

約7,000人

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

高知県教育委員会が県内の高等学校に直接報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成24年4月16日から同年5月1日まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定

により次のとおり異動の届出があった。

平成24年3月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----|--------------|-------|---------|------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党高知県建設支部 | 異動なし | 池本 裕亮 | 異動なし | 平24・2・22 |
| 異動後 | | | 川上 勲夫 | | |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----|---------------|-------|---------|-----------------|----------|
| 異動前 | 高木正平後援会 | 異動なし | 武市 光司 | 異動なし | 平24・2・1 |
| 異動後 | | | 高木 久子 | | |
| 異動前 | 高知県電気工事事業政治連盟 | 竹内 正一 | 異動なし | 異動なし | 平24・2・2 |
| 異動後 | | | 吉村 保利 | | |
| 異動前 | 吉岡珍正後援会 | 異動なし | 異動なし | 高岡郡越知町越知甲1495 | 平24・2・13 |
| 異動後 | | | | 高岡郡越知町越知甲1370番地 | |
| 異動前 | 西本良平後援 | 異動なし | 異動なし | 南国市植野219- | 平24・2・14 |

| | 会 | | | 14 | |
|-----|------------|-------|--------|--------------|----------|
| 異動後 | | | | 南国市成合66 | |
| 異動前 | 大面勝也後援会 | 坂本 義春 | 異動なし | 異動なし | 平24・2・15 |
| 異動後 | | 植田 昭男 | | | |
| 異動前 | 高知県獣医師政治連盟 | 宮地 忠義 | 異動なし | 異動なし | 平24・2・16 |
| 異動後 | | 上岡 英和 | | | |
| 異動前 | 山本竹子後援会 | 異動なし | 松岡 昭彦 | 異動なし | 平24・2・16 |
| 異動後 | | | 石元 香奈子 | | |
| 異動前 | 下村勝幸後援会 | 異動なし | 下村 達哉 | 異動なし | 平24・2・20 |
| 異動後 | | | 松田 達哉 | | |
| 異動前 | 岡田やすし後援会 | 異動なし | 石本 八郎 | 異動なし | 平24・2・22 |
| 異動後 | | | 山崎 一雄 | | |
| 異動前 | 迫哲郎後援会 | 谷脇 常盤 | 板原 正伸 | 異動なし | 平24・2・22 |
| 異動後 | | | 野々宮 計猪 | | |
| 異動前 | 幸福実現党高知県本部 | 東條 幸紀 | 異動なし | 高知市薊野中町14-13 | 平24・2・28 |

| | | | | | |
|-----|------------|------|------|--------------|----------|
| 異動後 | | 城 哲也 | | 高知市介良379 | |
| 異動前 | 幸福実現党高知後援会 | 異動なし | 異動なし | 高知市薊野中町14-13 | 平24・2・28 |
| 異動後 | | | | 高知市介良379 | |
| 異動前 | 山中良成後援会 | 異動なし | 異動なし | 南国市大桶甲1483-3 | 平24・2・28 |
| 異動後 | | | | 南国市大桶甲1465-3 | |

高知県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年3月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日 |
|-----------|-----------------|--------|--------------|----------|
| 市川幸雄後援会 | 高岡郡中土佐町大野見萩中782 | 熊岡 正利 | 解散 | 平24・2・3 |
| 岡崎洋一郎後援会 | 高知市大津乙378-7 | 鈴木 康夫 | 解散 | 平24・2・6 |
| みずき会 | 高知市大津乙378-7 | 岡崎 洋一郎 | 解散 | 平24・2・6 |
| 笹岡とよのり後援会 | 須崎市吾井郷甲650 | 西川 利雄 | 解散 | 平24・2・8 |
| 川田まさとし後援会 | 土佐郡土佐町田井1503-1 | 式地 富志朗 | 解散 | 平24・2・10 |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|------------|----|--------------|
| 高知県政策研究所 | 南国市田村乙 2036-3 | 前田 正雄 | 解散 | 平24・ 2・13 |
| 島田信雄 後援会 | 室戸市室戸岬町 4058-1 | 中山 忠勝 | 解散 | 平24・ 2・13 |
| 林竹松後 援会 | 室戸市羽根町乙 3209番地 | 池内 美津 子 | 解散 | 平24・ 2・15 |
| 浜田幸男 後援会 | 南国市里改田 440 | 澤本 昭世 | 解散 | 平24・ 2・21 |
| しまさき 正彦後援 会 | 高岡郡佐川町中 組1762 | 田村 輝雄 | 解散 | 平24・ 2・23 |
| 山脇陳男 後援会 | 高岡郡四十町 七里甲166 | 二ノ宮 楠 雄 | 解散 | 平24・ 2・23 |
| 黒岡りつ 子の会 | 高知市朝倉丙 429番9号 | 黒岡 律子 | 解散 | 平24・ 2・27 |
| 坂本節後 援会 | 香美市物部町仙 頭1351 | 山崎 元資 | 解散 | 平24・ 2・27 |

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
深海潜水艇運航委託業務 一式
- (2) 業務の特質等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成24年9月30日まで。ただし、運航業務の実施は、同年6月から同年7月までの間の4日間とする。
- (4) 履行場所
高知県地先海域
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）又は高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 1の(1)に掲げる業務と同等以上の業務等の実績を有する者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、当該手続開始の決定後、高知県における「平成24～26年競争入札参加資格審査（物品購入等関係）」への登録に係る再審査を受けた者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県水産振興部漁業振興課
電話番号088-821-4606
ファクシミリ番号088-821-4528
- (2) 入札説明書等の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
平成24年3月23日（金）から同年4月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ 郵送（宅配便を含む。）による交付の場合

郵便又はファクシミリにより(1)の交付場所にその旨を連絡すること（平成24年4月16日午後5時15分までに必着すること。）。

ウ ダウンロードによる交付の場合

平成24年3月23日午前9時から同年4月16日午後5時までの間に高知県水産振興部漁業振興課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040401/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年5月9日（水）午前11時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 7階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年4月16日午後5時15分までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この

一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年4月16日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、担当者に申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the specific services:
Operating of Submersible
- (2) Deadline for tender by hand: 11:00 A.M. on
Wednesday 9 May 2012
- (3) Contact: Fisheries Promotion Division, Department
of Fisheries, Kochi Prefecture Government, 1-7-52
Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-821-4606 Fax: 088-821-4528

----- 落 札 公 告 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
防災行政無線システム携帯型無線機一式 98台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年2月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立国際電気四国支社 香川県高松市東ハゼ町9-3
- 5 随意契約に係る契約金額
28,606,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため